

官報

号外 平成四年五月十三日

○第百二十三回国参議院會議録第十四号

平成四年五月十三日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十四号

平成四年五月十三日

午前十時開議

第一 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 獣医療法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 金属鋳業等鋳青対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

第六 長野オリンピッククワ冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

平成四年五月十三日 参議院會議録第十四号 獣医師法の一部を改正する法律案外二件

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。

日程第一 獣医師法の一部を改正する法律案

日程第二 獣医療法案

日程第三 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長水田良雄君。

審査報告書

獣医師法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

農林水産委員長 永田 良雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における飼育動物に関する

保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にか

んがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産

業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資

するため、獣医師の任務を明確化するとともに

に、獣医師でなければその診療を業務としては

ならない飼育動物を追加するほか、獣医師が自

ら診察しないで投与又は処方を行うことができ

ない医薬品の範囲を拡大する等の措置を講じよ

うとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、獣医師及び獣医療をめぐる情勢は、畜産

業の我が国農業の基幹的部門への成長、小動物飼

育の増加、食品、医薬品等の安全性に対する国民

意識の高まり、獣医療技術の発達等激しく変化

し、獣医師及び獣医療に対する国民のニーズは、

一層高度化・多様化している。その一方、農村に

おいては、産業動物獣医師の確保の困難な地域が

発生し、畜産業への影響が懸念される事態となっ

ている。

よって、政府は、このような情勢に的確に対処

するとともに、本法の施行に当たり、次の事項の

実現に万全を期すべきである。

一 産業動物獣医師を確保し、畜産業の振興に資

するため、基本方針及び都道府県計画の策定に

当たっては、畜産関係者及び獣医療関係者の意

見を十分聴取するとともに、各地の実情に即す

るよう配慮すること。

二 産業動物獣医師の確保の現状を踏まえ、産

業動物獣医師が農村において円滑に獣医療を提

供できる条件の整備・改善を図るとともに、獣

医学教育の充実に努めること。なお、産業動物

診療施設の整備のために新設される農林漁業金

融公庫資金については、産業動物獣医師による

獣医療の提供の確保に資するよう適切な運営に

努めること。

また、獣医療関連施設の相互連携の推進に当

たっては、家畜保健衛生所等と共に開業獣医師

を十分活用することにより、効率的に獣医療を

提供するように配慮すること。

三 獣医師の臨床技術の向上に資するための臨床

研修制度の運営に当たっては、研修受入体制の

充実、研修への参加の円滑な推進等に努めるこ

と。また、多様化・高度化する獣医療関係の知

識・技術の習得に資するよう産業動物獣医師の

高度技術の研修体制の充実を努めること。

四 獣医師の診療対象飼育動物については、今後

とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課

題となっているもの及び人畜共通の伝染病で問

題を惹起しているもので、特に必要な飼育動物

を対象とすること。また、魚病対策の重要性に

かんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に

一層努力すること。

五 衛生上、保安上の観点から定めるとされ

ている診療施設の構造設備基準については、開

設者に過大な負担を強いることのないよう配慮

すること。

六 消費者に対し安全な食品を提供するため、家

畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用につ

いて、さらに適切に指導すること。

七 獣医師等が行う広告については、動物の飼育

者の保護の観点から、今後とも、誇大広告等に

よって飼育者が選択を誤ることのないよう措置

すること。

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聴取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること。
右決議する。

獣医師法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

獣医師法の一部を改正する法律案

獣医師法の一部を改正する法律

獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の五」に、「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。

第一条を次のように改める。
(獣医師の任務)

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。
(定義)

第一条の二 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

第五条第二項中「獣医師免許審議会の意見をきいて」を「獣医事審議会の意見を聴いて」に改める。

第八条第二項中「左の」を「次の」に、「獣医師免許審議会の意見をきいて」を「獣医事審議会の意見を聴いて」に改め、同項第二号中「第二十一条の届出」を「第二十二條の規定による届出」に改め、同項第三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「きかれたときは、獣医師免許審議会」を「聴かれたときは、獣医事審議会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九条中「前六条」を「この章」に、「の外」を「のほか」に、「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十条中「家畜」を「飼育動物」に、「具有すべき」を「必要な」に改める。

第十一条中「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に、「もと」を「下に」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、「獣医師国家試験」の下に「及び獣医師国家試験予備試験」を加える。

第十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改め、同条に次の一号を加える。

三 獣医師国家試験予備試験に合格した者
第十二条に次の一項を加える。

2 前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者(同項第二号に該当する者を除く)であつて、獣医事審議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

第十三条中「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。
第十四条中「獣医師国家試験」の下に「又は獣医師国家試験予備試験」を加え、「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。

会」を「獣医事審議会」に改める。
第十五条中「獣医師国家試験」の下に「又は獣医師国家試験予備試験」を加える。

第十六条第一項中「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に、「四箇月前」を「四月前」に改め、同条第二項中「三箇月前」を「三月前」に改める。
第三章中「第十六条」の次に次の四條を加える。

(臨床研修)
第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設(以下単に「診療施設」という。)又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

第十六条の三 前条第一項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(農林水産省令への委任)
第十六条の四 前二條に規定するもののほか、第十六条の二第一項の臨床研修の実施の期間及び診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(臨床研修の実施に関する援助)
第十六条の五 農林水産大臣は、第十六条の二第一項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第十七条の見出し中「家畜診療業務」を「飼育動物診療業務」に改め、同条中「家畜」を「飼育動物」に、「めん羊」を「めん羊」に、「及び鶏をいう」を「鶏、うすらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る」に改める。

第十八条中「若しくは生物学的製剤」を「生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条第三項中「所属の官吏又は吏員」を「その職員」に改め、同条第四項中「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に、「証券」を「証明書」に、「提示」を「提示し」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条の次に次の一条を加える。
(保健衛生の指導)
第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十三条を次のように改める。
(経過措置)
第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十三条を次のように改める。
(経過措置)
第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十三条を次のように改める。
(経過措置)
第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十三条を次のように改める。
(経過措置)
第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十三条を次のように改める。
(経過措置)
第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

「第五章 獣医師免許審議会」を「第五章 獣医事審議会」に改める。

第二十四条中「この法律」の下に「及び獣医療法(平成四年法律第 号)を加え、「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。

第二十五条を次のように改める。
(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

第二十七条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「家畜」を「飼育動物」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十八条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「若しくは生物学的製剤」を「生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品」に改め、同条第四号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「又は検案簿の記載を怠つた」を「若しくは検案簿に記載せず、又は診療簿若しくは検案簿に虚偽の記載をした」に改め、同条第五号中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第六号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第七号及び第八号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

審査報告書

獣医療法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

農林水産委員長 永田 良雄
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、獣医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に關し必要な事項を定めるほか、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針及び都道府県計画に従って診療施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けを行う等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらるるもの。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成四年度一般

会計予算に産業動物診療体制促進対策事業補助金約二千四百万円が計上されている。

附帯決議

近年、獣医師及び獣医療をめぐる情勢は、畜産業の我が国農業の基幹的部門への成長、小動物飼育の増加、食品、医薬品等の安全性に対する国民意識の高まり、獣医療技術の発達等激しく変化し、獣医師及び獣医療に対する国民のニーズは、一層高度化・多様化している。その一方、農村においては、産業動物獣医師の確保の困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態となっている。

よって、政府は、このような情勢に的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項の實現に万全を期すべきである。

一 産業動物獣医師を確保し、畜産業の振興に資するため、基本方針及び都道府県計画の策定に当たっては、畜産関係者及び獣医療関係者の意見を十分聴取するとともに、各地の実情に即するよう配慮すること。

二 産業動物獣医師の確保の現状を踏まえ、産業動物獣医師が農村において円滑に獣医療を提供できる条件の整備・改善を図るとともに、獣医学教育の充実に努めること。なお、産業動物診療施設の整備のために新設される農林漁業金融公庫資金については、産業動物獣医師による獣医療の提供の確保に資するよう適切な運営に努めること。

また、獣医療関連施設の相互連携の推進に当たっては、家畜保健衛生所等と共に開業獣医師を十分活用することにより、効率的に獣医療を

提供できるよう配慮すること。

三 獣医師の臨床技術の向上に資するための臨床研修制度の運営に当たっては、研修受入体制の充実、研修への参加の円滑な推進等に努めること。また、多様化・高度化する獣医療関係の知識・技術の習得に資するよう産業動物獣医師の高度技術の研修体制の充実に努めること。

四 獣医師の診療対象飼育動物については、今後とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課題となつていよう及び人畜共通の伝染病等問題を引き起しているもので、特に必要な飼育動物を対象とすること。また、魚病対策の重要性にかんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に一層努力すること。

五 衛生上、保安上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準については、開設者に過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

六 消費者に対し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

七 獣医師等が行う広告については、動物の飼育者の保護の観点から、今後とも、誇大広告等によって飼育者が選択を誤ることのないよう措置すること。

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聴取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること。

右決議する。

獣医療法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

獣医療法案

獣医療法

(目的)

第一条 この法律は、飼育動物の診療施設の開設及び管理に關し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第一条の二に規定する飼育動物をいう。

2 この法律において「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいう。

(診療施設の開設の届出)

第三条 診療施設を開設した者(以下「開設者」という。)は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならぬ。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

(診療施設の構造設備の基準)

第四条 診療施設の構造設備は、農林水産省令で

定める基準に適合したものでなければならぬ。

(診療施設の管理)

第五条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。

2 前項の規定により診療施設を管理する者(以下「管理者」という。)が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。

(診療施設の使用制限命令等)

第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に關し前条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(往診診療者等への適用等)

第七条 往診のみによつて飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(以下「往診診療者等」という。)については、その住所を診療施設とみなして、第三条の規定を適用する。

2 第五条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品(以下「診療用機器等」という。)を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合にお

いて、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替へるものとする。

8 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替へて準用する第五条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、診療施設に立ち入り、その構造設備、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、往診診療者等又は前条第二項において読み替へて準用する第五条第二項の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療用機器等、帳簿、書類その他の物件を提出させることができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の開設する診療施設の特例)

第九条 国の開設する診療施設に關しては、この

法律の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

(獣医療を提供する体制の整備のための基本方針)

第十条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 獣医療の提供に關する基本的な方向
二 診療施設の整備及び獣医師の確保に關する目標の設定に關する事項

三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に關する事項

四 診療施設その他獣医療に關連する施設の相互の機能及び業務の連携に關する基本的事項

五 獣医療に關する技術の向上に關する基本的事項

六 その他獣医療を提供する体制の整備に關する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第十一条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提

供する体制の整備を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならぬ。

一 整備を行なう診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

二 獣医師の確保に関する目標

三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

四 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

五 診療に必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第三号に規定する事項について、農林水産大臣に協議しなければならぬ。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(関係団体の協力)

第十二条 都道府県知事は、都道府県計画の達成に資するため必要があると認めるときは、獣医師が組織する団体、農業者が組織する団体その他の団体に対し、獣医療の提供、研修の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

(設備等の提供)

第十三条 開設者及び管理者は、都道府県計画の

達成に資するため、その診療施設の業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具をその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

(診療施設整備計画の認定)

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 診療施設の整備の目標

二 診療施設の内容及び実施時期

三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切のものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八

条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第

一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関を融通することを困難とするものうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六号第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「獣医療法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに獣医療法第十五条第一項」とする。

(基本方針等の達成のための援助)

第十六条 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の達成に資するため、開設者及び管理者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(広告の制限)

第十七条 何人も、獣医師(獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。)又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

一 獣医師又は診療施設の専門科名

二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事審議会(聴聞)の意見を聴かなければならない。

(聴聞)

第十八条 都道府県知事は、第六条又は第七条第三項の規定による命令をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(前項に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者

官報(号外)

二 第十七条第一項の規定に違反した者
第二十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第一項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第八条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条

第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による物件の提出をしなかつた者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、獣医師法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正法による改正前の獣医師法第二十一条の規定による届出をした者は、第三条の規定による届出をした者とみなす。

(家畜改良増殖法の一部改正)
第三条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第三号中「獣医師法」の下に「獣医療法(平成四年法律第 号)」を加える。

(覚せい剤取締法の一部改正)

第四条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条の七第六号中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)」に改め、「又は出張」を削り、「家畜の」を「飼育動物の」に改め、「診療業務を」の下に「自ら」を加え、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、同条

第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第二項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下「獣医師管理者」という。若しくは飼育動物同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、同条

第十一号中「家畜」を「飼育動物」に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に、「当る者」を「当たる者」に改める。

第三十条の九第三号及び第三十条の十一第三号中「家畜」を「飼育動物」に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。

第三十条の十二第一項各号列記以外の部分中「国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員」を「飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 飼育動物診療施設の獣医師管理者にあつてはその施設、往診のみによつて飼育動物

の診療業務を自ら行う獣医師にあつてはその住所

第三十条の十五第一項中「家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員」を「飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者」に改め、同項第四号中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に、「家畜の」を「飼育動物の」に改め、同条

第四号中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第三十一条中「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚せい剤又は覚せい剤原料」に、「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に、「国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員」を「飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者」に改める。

第三十二条第二項中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、「又は出張」を削り、「家畜」を「飼育動物」に改め、「診療業務を」の下に「自ら」を加え、「疑いの」を「疑いの」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の覚せい剤取締法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)
第六条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「家畜診療施設(往診のみによつて家畜の診療に従事する獣医師)」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、同法第七条第一項に規定する往診診療者等に、「若しくは家畜診療施設」を「若しくは飼育動物診療施設」に改める。

(業事法の一部改正)
第七条 業事法(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「行なう場所」を「行方場所」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十六条第二項及び第三項、第四十六条第二項、第四十九条第一項、第六十九条第一項並びに第七十七条の二中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

(薬剤師法の一部改正)
第八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第二十二條中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第 号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

七十六の二 獣医療法(平成四年法律第号)の施行に関すること。

審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

農林水産委員長 永田 良雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜体外受精卵移植に関する規制について定めるとともに、都道府県の家畜改良増殖計画に雌の家畜の利用等に関する事項を追加すること等により、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図るうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、農業を取り巻く情勢がますます厳しくなつていゝ中で、家畜改良増殖の促進が、畜産経営の体質強化と畜産物の安定供給を図る上で極めて重要であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 我が国の家畜の能力をさらに向上させるため、各種施策を的確に推進し、受精卵移植等の

新しい技術の家畜改良増殖に十分活用するとともに、国、都道府県及び農業団体等の果たすそれぞれの役割が有機的かつ効率的に機能するよう努めること。

併せて、新しい家畜改良増殖技術の実用化を行う家畜改良センターについて、その機能を円滑に發揮するため、引き続き努力すること。

二 家畜体内受精卵移植技術の一層の普及を図るため、採卵技術、凍結技術等の向上・普及に努めるとともに、受卵牛の選定、人工哺育等について適切な指導に努めること。

三 家畜体外受精卵移植技術の定着を図るため、受精卵の生産率を高める等の技術の向上・普及に努めるとともに、層体と卵巣との一体性の確保、屠畜場における卵巣の採取の円滑化、卵巣の衛生的な取扱いの徹底等について万全を期すこと。

四 家畜受精卵移植技術の普及の推進に際し、特定の近縁系統への集中等家畜改良への悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

五 家畜受精卵移植については、優良な雌畜の利用等の促進を図るとともに、優良な雄畜の利用については、国内の需要に的確に対応し得るよう体制の整備に努めること。

六 獣医師及び家畜人工授精師の技術の向上を図るため、研修体制の整備・充実に努めること。

右決議する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「家畜受精卵移植」を「家畜体内受精卵移植」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植をいう。

第三条に次の一項を加える。

5 この法律において「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌又はそのと

たいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精(牛その他政令で定める家畜の雌から採取され、及び処理された精液に未受精卵を授すること)をいう。以下同じ。を

行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理し、及び雌に移植することをいう。

第三条の三第二項中「次の各号」を「次に改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前号」を「第三号」に改め、「家畜人工授精施設の下に、家畜受精卵移植施設」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜体内受精卵」という。)の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体

型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

五 家畜体外受精卵移植の用に供する卵巣(以下「家畜卵巣」という。)の採取の用に供する家畜の雌(そのとたいから家畜卵巣を採取する家畜の雌を含む。)で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関する事項

第四条第一項各号列記以外の部分中「又は家畜人工授精」の下に「若しくは家畜体外授精(家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第八条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第九条の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「省令」を「農林水産省令」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第九条の二の見出し中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵等」に改め、同条中「省令」を「農林水産省令」に、「でなければ、家畜受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜受精卵」という。))を(次項において「診断書交付家畜」という。))でなければ、家畜体内受精卵」に、「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に改め、同条に次の一項を加える。

2 牛その他政令で定める家畜の雌は、当該家畜の雌又はそのとたいから家畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌が診断書交付家畜であることを確認しなければ、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜卵巣の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

七

官 報 (号 外)

第九条の三の見出し中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に、「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 牛その他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は遺伝性疾患にかかっていることを知りながら、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、同条第二項ただし書の場合は、この限りでない。

第十条及び第十一条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条の二第二項中「者」は、「の下に」雌の家畜から「省令」を加え、「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「家畜受精卵の下に」(家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵をいう。以下同じ。)を加え、「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

3 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、雌の家畜のふたから家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

4 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜未受精卵(家畜体外受精卵移植の用に供する未

受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵(家畜体外受精卵移植の用に供する受精卵をいう。以下同じ。)を処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十二条中「又は家畜受精卵」を「家畜体内受精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵を」とし、「及び前条第一項ただし書」を「並びに前条第一項ただし書及び第四項ただし書」に改める。

第十三条の見出し中「及び家畜受精卵」を「家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵」に改め、同条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「第三項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、「当該家畜人工授精師の下に」(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、当該獣医師)を加え、「又は当該家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に改め、同条第二項若しくはこれを用いて家畜体外授精を行った獣医師若しくは家畜人工授精師から精液採取に関する証明書の交付を要求されたとき、又は当該家畜体内受精卵若しくは当該家畜体外受精卵に、「所有者から精液採取に関する証明書又は受精卵採取に関する証明書」を「飼養者から体内受精卵採取に関する証明書若しくは体外受精卵生産に関する証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項

を加える。

6 家畜卵巣を採取した獣医師又は家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣を採取した場合にあつては、獣医師)は、第三項及び第四項の規定にかかわらず、その指示の下に、第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授精並びに家畜体外受精卵の検査並びに第四項の容器への収容及び封その他当該家畜体外受精卵の処理(第二十八条において「家畜体外授精業務」と総称する。)を他の獣医師又は家畜人工授精師に行わせることができる。

第十三条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に、「省令」を「農林水産省令」に、「又は家畜受精卵を容器」を「家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵を容器」に、「又は家畜受精卵証明書」を「家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書」に、「又は家畜受精卵を移植する」を「若しくはこれを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家畜に家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵を移植する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 獣医師又は家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、獣医師。次項及び第十四条第二項第一号ニにおいて同じ。)は、家畜卵巣を採取したときは、農林水産省令で定める方法により、その家畜卵巣から家畜未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外授精を行った後、これにより生じた家畜体外受精卵を検査しなければならない。

第十四条の見出し中「及び家畜受精卵」を「家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「又は雌

の家畜に注入して」を「若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つて」に改め、同項第一号中「省令」を「農林水産省令」に、「又は雌の家畜に注入する」を「若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つて」に改め、同項第二号中「又は前条第三項ただし書」を「第十一条の二第四項ただし書又は前条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「家畜受精卵証明書」を「家畜体内受精卵証明書若しくは家畜体外受精卵証明書」に、「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵」に改め、同項第一号中「家畜受精卵であつて」を「家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵であつて」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同号イ中「当該家畜受精卵」を「当該家畜体内受精卵」に、「雌の家畜が省令」を「雌の家畜又は当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのふたから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。)が農林水産省令」に改め、同号ロ中「当該家畜受精卵」を「当該家畜体内受精卵」に改め、「家畜」の下に「又は当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雌の家畜」を加え、同号ハ中「外国」を「家畜体内受精卵にあつては、外国」に、「省令」を「農林水産省令」に、「家畜受精卵」を「もの」に改め、同号ホ中「省令」を「農林水産省令」に改め、同号中ホを「と」し、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 家畜体外受精卵にあつては、外国の法令により獣医師又は家畜人工授精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家畜の雌又はそのふたから卵巣を採取し、農林水産省令で定める方法によ

る資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家畜の雌又はそのふたから卵巣を採取し、農林水産省令で定める方法によ

る資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家畜の雌又はそのふたから卵巣を採取し、農林水産省令で定める方法によ

り、その卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外授精を行つた後、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであること。

第十四条第二項第二号を次のように改める。

二 第十一条の二第五項ただし書又は前条第四項ただし書の場合

第十四条第三項中「省令」を「農林水産省令」に、「又は雌の」を「雌の」に改め、「若しくは」の下に「これを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家畜に」を加え、「及び第十一条の二第二項ただし書」並びに第十一条の二第四項ただし書及び第五項ただし書に改める。

第十五条中「家畜受精卵移植」を「家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植」に改める。

第十六条第二項中「又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植」を「家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植」に改め、「又は家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植」を「家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植」に改め、同条第三項中「又は家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植」を「又は家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植を含む。」の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植」に改め、同条第四項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十二條第二項中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵」に、「若しくは移植証明書」を「体内受精卵移植証明書若しくは体外受精卵移植証明書」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十五條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十八條中「家畜受精卵の処理」を「家畜体内受精卵の処理又は家畜体外授精業務(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合に限る。）」に改める。

第三十二條中「第十三條第三項」を「第十三條第四項」に、「及び家畜受精卵証明書、同条第六項」を「家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項」に、「及び受精卵採取に関する証明書」を「体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書」に、「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十二條の二第一項中「行なおう」を「行おう」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十五條第一項中「精液」の下に「家畜卵巣、家畜未受精卵を加える。

第三十八條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十九條中「第十三條第三項、第十四條第一項、第二項若しくは第三項」を「第十三條第四項、第十四條」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十三條第六項又は第二十二條第一項若しくは第二項」を「第十三條第八項又は第二十二條」に改め、同条第四号中「第十三條第五項」を「第十三條第七項」に改める。

附則
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十六條第二項及び第四項の改正規定(家畜体外受精卵移植に関する講習会及びその修業試験に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二條 次に掲げる者は、改正後の家畜改良増殖法(以下「新法」という。)(第十六條第三項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植(家畜体外受精卵の移植を含む。)の業務を行うことができる家畜人工授精師とみなす。
一 この法律の施行の際現に改正前の家畜改良増殖法(以下「旧法」という。)(第十六條第三項の規定により家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務を行うことができる家畜人工授精師は、家畜改良増殖の一層の促進を図るため、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。
二 この法律の施行の際現に旧法第十六條第二項の規定により家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格している者であつて家畜人工授精師の免許が与えられていないものに対してこの法律の施行後家畜人工授精師の免許が与えられたときは、その者
第三條 この法律の施行の際現に旧法の規定により添付され、又は交付されている家畜人工授精用精液証明書、家畜受精卵証明書、受精卵採取に関する証明書又は移植証明書は、それぞれ新法の規定により添付され、又は交付された家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書、体内受精卵採取に関する証明書又は体内受精卵移植証明書とみなす。
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「永田良雄君登壇、拍手」
○永田良雄君 たいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、獣医師法の一部を改正する法律案は、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達等に資するため、獣医師の任務を明確化する等の措置を講じようとするものであります。
次に、獣医療法案は、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであります。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案は、家畜改良増殖の一層の促進を図るため、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、我が国の畜産業の将来展望、産業動物獣医師不足の現状と対策、動物用医薬品の適正使用、家畜体外受精卵移植技術の開発等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了の後、まず獣医師法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、獣医療法案について、日本共産党を代表して林委員より修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

附則
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十六條第二項及び第四項の改正規定(家畜体外受精卵移植に関する講習会及びその修業試験に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第四 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

審査報告書

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

商工委員長 岩本 政光

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における金属鉱業等をめぐる経済的社会的諸事情にかんがみ、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を新設して鉱害防止事業の実施体制を整備する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 休廃止鉱山における坑廃水処理事業の確実かつ永続的な実施のため、国の補助金等所要資金の確保に努めること。

二 鉱業権者に対する鉱害防止事業基金への拠出額の算定に当たっては、鉱業権者の責任の範囲を明確にした上で、的確な算定方式に基づいて必要額の拠出を求めるとし、その場合に、指定特定施設ごとの坑廃水処理費用低減対策工事の実施状況等を十分考慮し、鉱業権者に過重な負担を課することのないよう配慮すること。

三 鉱業権者の鉱害防止事業基金への拠出開始時期については、鉱業権者の自主性を尊重するとともに、その資金調達に円滑化に十分配慮すること。

四 金属鉱業事業団において行われている坑廃水処理コストの低減化技術の研究開発等坑廃水処理技術に関する研究開発を積極的に推進すること。

五 指定鉱害防止事業機関については、効率的な運営の早期確立に努めるとともに、関連する事業も行えるよう積極的な支援に努めること。

六 坑廃水処理事業の実施体制の整備に伴い、集積される人材及び専門能力について、広く発展途上国等の資源環境に係る技術協力にも資することができるよう努めること。

右決議する。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月九日

参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

正する法律

金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画(第四条―第六条)

第三章 鉱害防止積立金(第七条―第十一条)

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金(第十二条―第十五条)

五条)

第二節 指定鉱害防止事業機関(第十六条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十九条)

第七章 罰則(第四十条―第四十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「確実な」を「確実かつ永続的な」に、「鉱害防止積立金」を「使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金」に改め、「」について」の下に「鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて」を加える。

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、その使用を終了したものをいう。

6 この法律において「指定特定施設」とは、採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。第七条第一項、第十条第一項、第三十三条第一項及び第三十四条を除き、以下同じ。)が同法第四条の規定により措置を講じなければならぬものとされる使用済特定施設の

うち、次に掲げるものとして、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣が指定するものをいう。

一 当該使用済特定施設について、第五条第一項に規定する鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。）に基づいて鉱害防止事業を実施した後においても、当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水の汚染の状態、量その他の状況が通商産業省令で定める基準に適合せず、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが必要であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが特に必要であると認められること。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画

第四条の見出し中「使用済特定施設に係る鉱害防止事業」を「鉱害防止事業の実施」に改め、同条第一項中「この法律の施行前に使用を終了している特定施設（以下「使用済特定施設」という。）を「特定施設」に改め、同条第二項中「使用済特定施設」を「特定施設」に改め、同条第五項中「であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているもの」を削る。

第五条の見出しを（鉱害防止事業計画の届出等）に改め、同条第一項中（前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。）を削り、「使用済特定施設鉱害防止事業計画（以下「事業計画」という。）を「鉱害防止事業計画」に改め、同条第二項

中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「添付し」を「添付」に改め、同条第三項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「九十日」を「六月」に改め、同条第四項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第二条第六項の規定による指定が行われた場合において、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施するため必要があると認めるときは、その指定の日から一年以内限り、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

5 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたときは、その事由が生じたことを知つた日から一年以内限り、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

第六条中「前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて」を「採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 鉱害防止積立金

第七条第一項中「第十四条第一項を除き、以下同じを」以下この条において同じ」に改める。
第十九条中「前三条」を「第四十条、第四十一条又は第四十三条」に改め、同条を第四十五条とする。

第十八条中「第十四条第一項」を「第三十六条第一項」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十二条の許可を受けないで鉱害防止業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第十四条第四項において準用する第五条第五項の規定による命令に違反したとき。
三 第二十八条の規定による鉱害防止業務の停止の命令に違反したとき。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「第十二

条第一項」を「第三十三条第一項」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条を第四十条とする。
第十五条を削る。

第十四条第一項中「租鉱権者」の下に（鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。）を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定鉱害防止事業機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、指定鉱害防止事業機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の三条及び章名を加える。

（聴聞）

第三十七条 通商産業大臣又は通商産業局長は、第二十五条、第二十八条又は第三十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。（経過措置）

第三十八条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、そ

の通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第三十九条 この法律に規定する通商産業大臣の権限は、通商産業省令で定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第十三条第二項を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 雑則

(準用)

第三十五条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十条の九の規定は、第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により鉱害防止事業基金に拠出しなければならない金銭について準用する。この場合において、同法第二十条の九第一項中「前条」とあるのは、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第一項から第三項までの規定中「納付義務者」とあるのは、「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)」と読み替えるものとする。

2 鉱業法第七十一条から第七十七条までの規定は前条の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用

する。
第十二条第一項第二号中「第五条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第三十三条とする。

第十一条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金

(鉱害防止事業基金)

第十二条 採掘権者又は租鉱権者は、第二条第六項の規定による指定の日の属する年度(その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合に於ては、その指定の日の属する年度の翌年度の)の初日から起算して六年を超えない範囲内で次項に規定する必要な費用の額を勘案して通商産業省令で定める期間が終了する日の属する年度まで毎年度、その指定特定施設ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が同項の規定により通知する額の金銭を、金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出しなければならない。

2 鉱害防止事業基金に拠出する金銭の額は、当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができ、額及びその拠出する期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

3 第一項の規定は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を

永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができなくなつた場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第六項の規定による指定の日の属する年度(その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合に於ては、その指定の日の属する年度の)の初日から起算して六年」とあるのは、「その事由が生じた日の属する年度の初日から起算して三年」と読み替えるものとする。

4 第十条第一項の規定は、鉱害防止事業基金について準用する。この場合において、同項中「採掘権者又は租鉱権者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)」と、「積み立てた」とあるのは「拠出した」と読み替えるものとする。

(鉱害防止業務の実施)

第十三条 前条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了した採掘権者又は租鉱権者がその鉱害防止事業計画に基づいて実施する当該指定特定施設に係る鉱害防止事業その他当該指定特定施設について鉱山保安法の規定により講じなければならない措置(以下「鉱害防止業務」という。)は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定鉱害防止事業機関」という。)が行う。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百四条及び第百六条から第百八条まで並びに鉱山保安法第三十一条の二の規定は、前項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関について準用する。

3 金属鉱業事業団は、第一項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関から支払の請求を受けたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該鉱害防止業務を実施するために必要な費用を支払うものとする。

4 鉱山保安法の規定は、第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者の指定特定施設について同項の規定により指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施しているときは、その実施している鉱害防止業務の範囲において、その指定特定施設については、適用しない。
(採掘権者又は租鉱権者の不存在)

第十四条 前条第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その鉱害防止業務を実施していた指定鉱害防止事業機関が当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3 第一項の規定により鉱害防止事業を実施する指定鉱害防止事業機関は、第五条第五項に規定する事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたとき、その他特に必要があるとき、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画を変更することができる。この場合において、当該指定鉱害防止事業機関は、通商産業省令で定めるところにより、これ

を鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届
け出なければならぬ。

4 第五条第二項の規定は前項の規定による届出
について、同条第五項の規定は当該届出に係る
鉱害防止事業計画について準用する。

5 採掘権者又は租鉱権者が存しなくなった場合
であつて、当該採掘権者又は租鉱権者が第十二
条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠
出を終了していないときは、当該採掘権者又は
租鉱権者の鉱害防止事業基金への拠出は、当該
採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときに
終了したものとみなして、前条第一項から第三
項まで及び前各項の規定を適用する。この場合
において、第一項中「その鉱害防止業務を実施
していた指定鉱害防止事業機関」とあるのは、
「通商産業省令で定めるところにより、指定鉱
害防止事業機関」とする。
(通商産業省令への委任)

第十五条 この節に規定するもののほか、鉱害防
止事業基金への拠出並びに鉱害防止業務及び鉱
害防止事業の実施に関し必要な事項は、通商産
業省令で定める。

第二節 指定鉱害防止事業機関
(指定)
第十六条 第十三条第一項の指定は、通商産業省
令で定めるところにより、鉱害防止業務を行お
うとする者の申請により行ふ。

(欠格条項)
第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、
第十三条第一項の指定を受けることができな
い。

一 この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法又は

これらの法律に基づく命令の規定に違反し、
罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過しない者

二 第二十八条の規定により指定を取り消さ
れ、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員のうち、次のいずれ
かに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第二十五条の規定による命令により解任
され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第十八条 通商産業大臣は、第十六条の申
請が次の各号に適合していると認めるときで
なければ、その指定をしてはならない。
一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要
な経理的基礎及び技術的能力を有するもので
あること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十
四条の規定により設立された法人であつて、
その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公
正な遂行に支障を及ぼすおそれがないもので
あること。

三 鉱害防止業務以外の業務を行つてるとき
は、その業務を行うことによつて鉱害防止業
務が不公正になるおそれがないものであるこ
と。

四 その指定をすることによつて鉱害防止業務
の適確かつ円滑な実施を阻害することとな
らないこと。

(鉱害防止業務の実施義務)
第十九条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大

臣から鉱害防止業務を行うべきことを求められ
たときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞
なく、その鉱害防止業務を行わなければならぬ
い。

(変更の届出)
第二十条 指定鉱害防止事業機関は、その名称又
は鉱害防止業務を行う事務所若しくは事業場の
所在地を変更しようとするときは、変更しよう
とする日の二週間前までに、通商産業大臣に届
け出なければならぬ。

(業務規程)
第二十一条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止
業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を
定め、通商産業大臣の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令
で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規
程が鉱害防止業務の公正な遂行上不適当となつ
たと認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対
し、業務規程を変更すべきことを命ずることが
できる。

(業務の休廃止)
第二十二条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業
大臣の許可を受けなければ、鉱害防止業務の全
部又は一部を休止し、又は廃止してはならぬ
い。

(事業計画等)
第二十三条 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年
度開始前に(第十三条第一項の指定を受けた日
の属する事業年度にあつては、その指定を受け

た後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び
収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受け
なければならぬ。これを変更しようとするこ
とも、同様とする。

2 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度経過後
三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収
支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなけ
ればならぬ。

(役員(選任及び解任))
第二十四条 指定鉱害防止事業機関の役員を選任
及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

(解任命令)
第二十五条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業
機関の役員が、この法律、鉱山保安法若しくは
鉱業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規
定又は業務規程に違反したときは、その指定鉱
害防止事業機関に対し、その役員を解任すべき
ことを命ずることができる。

(役員及び職員(地位))
第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防
止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十
年法律第四十五号)その他の罰則の適用につい
ては、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業
機関が第十八条第一号から第三号までに適合し
なくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止
事業機関に対し、これらの規定に適合するため
必要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(指定の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第二十七条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

三 第二十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十一条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十三条の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定鉱害防止事業機関の指定を取り消したとき、同条の規定により指定鉱害防止事業機関に対し鉱害防止業務

の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定鉱害防止事業機関が天災その他の事由により鉱害防止業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該指定鉱害防止業務の全部又は一部を金属鉱業事業団、他の指定鉱害防止事業機関その他の通商産業省令で定める者のうち、その指定するもの(以下「金属鉱業事業団等」という。)に行わせるものとする。

2 第十三条第二項から第四項まで及び第十四条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により指定鉱害防止業務を実施する金属鉱業事業団等について準用する。

3 金属鉱業事業団等が第一項の規定により鉱害防止業務の全部又は一部を行う場合における鉱害防止業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第三十一条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十三条第一項又は前条第一項の指定をしたとき。
- 二 第二十条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十二條の許可をしたとき。
- 四 第二十八条の規定により指定を取り消し、又は指定鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条第一項の規定により金属鉱業事業団等が指定鉱害防止業務の全部若しくは一部を行うこととするとき、又は金属鉱業事業団等が行つていた指定鉱害防止業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(通商産業省令への委任)

第三十二条 この節に規定するもののほか、指定鉱害防止事業機関及び金属鉱業事業団等の行う指定鉱害防止業務に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五條第一項の規定による届出をした者は、改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現にその使用を終了している特定施設(旧法の施行前にその使用を終了しているものを除く。)に係る採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であった者は、旧法第七條第一項の規定により積み立てなければならない金銭であつてこの法律の施行の日前日までに積み立てていないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、その額に相当する額の金銭を新法第七條第一項の指定積立金として積み立てなければならない。

2 新法第三十三條、第三十四條及び第三十七條の規定は、前項の規定により金銭を積み立てなければならない者について準用する。

3 前項において準用する新法第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

第四條 この法律の施行前に行われた旧法第十二條の規定による命令及び旧法第十三條の規定による取消しについては、なお従前の例による。

第五條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金属鉱業事業団法の一部改正)

第六條 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

- 十五 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により提出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三條第三項(同法第十四條第二項及び第三十條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による必要な費用の支払
- 第十八條第三項中「第一項第十七号」を「第一項第十八号」に改める。

第二十三條の二「に係る経理の下に」第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)(に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。)(に係る経理)を加え、「特別勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)(に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。

4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替えるものとす

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行った後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。第二十六條の次に次の一条を加える。

(鉱害防止事業基金)

第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関するして、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により提出された金額と第二十四條第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、鉱害防止事業基金を運用する場合に準用する。この場合において、同条第四号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約のあるもの」と読み替えるものとする。

第三十四條第四号中「余裕金の下に」を運用し、又は第二十六條の二第二項において準用する第二十六條の規定に違反して鉱害防止事業基金を加える。

審査報告書

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

商工委員長 岩本 政光

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ゴルフ場等に係る会員契約をめぐる消費者トラブルの増加等の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその

履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案のため、特に費用を要しない。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案
右の本法律案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿
目的
「目的」
この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務(以下「指定役務」という。)を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の

の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業(以下「会員制事業」という。)(を行う者(会員制事業を行うとする者を含む。))をいう。

3 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4 この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいう。

5 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭(以下「拠出金」という。)(のうち会員制事業者が会員に対して将来返還することを約したものをいう。)(募集の届出)

第三条 会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 会員制事業者に関する事項であつて次に掲げるもの
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
ロ 会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

官報(号外)

- ハ 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容
- ニ その他通商産業省令で定める事項
- 二 会員契約に関する事項であつて次に掲げるもの
 - イ 指定役務の内容
 - ロ 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの
 - ハ 会員の数についての計画
 - ニ 拠出金の種類及び額
 - ホ 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容
 - ヘ 会員契約の変更に關する事項
 - ト 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に關する事項
 - チ 損害賠償額の予定(連約金を含む)に關する定めがあるときは、その内容
 - リ 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に關する定めがあるときは、その内容
 - ヌ その他通商産業省令で定める事項
- 2 前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときは、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変

更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)

第四条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者との間に於いて、政令で定めるところにより、当該施設が開設されないこととなつた場合において会員制事業者が会員に対して行うべき拠出金の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金銭の会員に対する支払を担保する契約(以下「保証委託契約」という)を締結した後(当該施設の開設に係る工事に關し、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるところが必要である場合に於いては、当該処分があつた後に限る。)に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る会員契約の締結をするときは、この限りでない。

(書面の交付)

第五条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結(会員契約の締結の媒介を含む)をしようとするときは、顧客に対し、当該会員契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 会員契約の内容及びその履行に關する事項であつて通商産業省令で定めるものについて

- の当該会員契約の概要
- 二 会員制事業者の業務及び財産の状況に關する事項であつて通商産業省令で定めるもの
- 2 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結をしたときは、会員に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - 一 指定役務の内容及び提供時期
 - 二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に關する事項で通商産業省令で定めるもの
 - 三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合に於いては、当該権原の内容
 - 四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数
 - 五 拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法
 - 六 会員に預託金を支払わせる場合に於いては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容
 - 七 会員契約の変更に關する事項
 - 八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に關する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に關する事項を含む。)
 - 九 損害賠償額の予定(連約金を含む)に關する

る定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に關する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合に於いては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に關する事項であつて通商産業省令で定めるもの

3 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に關する事項であつて通商産業省令で定めるものを變更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該變更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(誇大広告の禁止)

第六条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に關する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(会員契約の締結又は更新についての勧誘等)

第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に關する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 會員制事業者は、會員契約の解除を妨げる目的をもって、會員契約に関する事項であつて、會員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 會員制事業者又は會員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、會員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は會員契約の解除を妨げること。

二 會員契約に基づく債務又は會員契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、會員契約に関する行為であつて、顧客又は會員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの(書類の閲覧)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした會員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該會員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、會員契約に関する業務を行う事業所に備え置き、會員の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(指す)

第十条 主務大臣は、會員制事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は會員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、會員契約の締結及びその履行の公正並びに會員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その會員制事業者又は會員契約代行者に対し、會員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

員契約代行者に対し、會員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第十一条 主務大臣は、會員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは會員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、會員契約の締結及びその履行の公正並びに會員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は會員制事業者若しくは會員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その會員制事業者又は會員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、會員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(會員契約の解除等)

第十二条 會員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により會員契約の解除を行うことができず。この場合において、會員制事業者は、当該會員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の會員契約の解除は、当該會員契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 會員制事業者は、第一項の會員契約の解除があつた場合には、既に当該會員契約に基づき債務が提供されたときにおいても、會員に対し、

当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

(會員制事業協会)

第十三条 主務大臣は、會員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに會員の利益を保護するとともに、會員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に履行することができるものと認められるものを、その申請により、当該業務に係る會員制事業の種類を定めて會員制事業協会として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該會員制事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る會員制事業の種類を公示しなければならない。

3 會員制事業協会は、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(會員制事業協会の業務)

第十四条 會員制事業協会は、その目的を達成するため、前条第一項の規定による指定に係る會員制事業に関し次に掲げる業務を行うものとする。

他の法令の規定を遵守させるための會員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

二 會員制事業に関し、契約内容の適正化その他會員の保護を図るため必要な會員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

三 會員制事業の業務に対する會員等からの苦情の解決

四 預託金等に係る會員制事業者の債務の保証

五 會員制事業に関する広報その他會員制事業協会の目的を達成するため必要な業務

(改善命令)

第十五条 主務大臣は、會員制事業協会の前条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、會員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、會員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

17

官報(号外)

2 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができらる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)を定めることができる。

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3 この法律の規定は、国又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二 第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者

三 第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第六条の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認

させるような表示をした者

五 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前二条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内」とする。

第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に關し必要とされる同条に規定する許可等の処分政令で定めるものがあつ

た施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

2 第四条の規定は、この法律の公布の日前に会員契約の締結があつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

第四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

〔岩本政光君登壇、拍手〕

○岩本政光君 たいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、金属鉱山等の鉱害防止対策の現状にかんがみ、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、汚染者負担の原則にのっとり確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確保するとともに、所要の実施体制の整備を図るため鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害防止事業基金への拠出金の算定、指定鉱害防止事業機関の運営のあり方、坑廃水処理技術の研究開発の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案は、衆議院商工委員長提出によるものでありまして、その主な内容は、ゴルフ場等の会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届け出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、会員の利益の保護、預託金の保証措置及び適正な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第六 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大木浩君。

審査報告書

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

文教委員長 大木 浩

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の準備費及び運営費に充てることを寄附目的とする寄附金付郵便葉書等の発行ができるものとするほか、国家公務員・地方公務員が財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会に派遣された場合における、国家公務員の退職手当の算定の特例及び国家公務員・地方公務員の共済年金等の長期給付に関する規定の適用の特例等について定めようとするものであり、妥当な措置と認められた。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、スポーツを通じた国際的な相互理解と世界平和に貢献するオリンピックの重要性にかんがみ、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、国による援助その他の効果的な支援に最大限の努力をすることともに、競技施設等の整備に当たっては、自然環境の保護に万全の措置を講ずること。

二 スポーツの振興を図るためには、その裾野の拡大とともに国際的競技力の向上が重要であることにかんがみ、生涯スポーツはもとより、競技スポーツについても、財政その他の支援に努めること。

三 競技スポーツの在り方及び行政の関与の在り方について、オリンピックの商業化が指摘されることなど、競技スポーツをめぐる環境の変化をも踏まえつつ、総合的かつ継続的な研究に努めること。

四 日本体育協会や各競技スポーツ連盟が、スポーツを愛好する国民を広範に組織する団体であることにかんがみ、その運営や役員選考等に当たっては、国民各層の意見が反映できるよう配慮すること。右決議する。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

参議院議長 長田 裕二殿 衆議院議長 櫻内 義雄

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 (趣旨)

第一条 この法律は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会(以下「大会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(寄附金付郵便葉書等の発行の特例)

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)

第三条 組織委員会の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員

とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合法
第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法
第四百十条の規定を適用する。

3 組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法
(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適
用については、法令により公務に従事する職員
とみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔大木浩君登壇、拍手〕

○大木浩君 たいま議題となりました法律案に
つきまして、文教委員会における審査の経過と結
果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十年に開催される長野オリ
ンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資す
るため、大会の準備費及び運営費に充てることを
寄附目的として寄附金つき郵便はがき等の発行が
できるものとするほか、財団法人長野オリンピッ
ク冬季競技大会組織委員会に国家公務員及び地方
公務員が派遣された場合における共済年金等の長
期給付に関する規定の適用等について特例を定め
ようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピックの理念と
長野大会のあり方、大会競技施設整備についての
国の助成の強化と自然保護の必要性、オリンピッ
ク選手の養成のあり方、国立スポーツ科学セン
ターの設置とその内容等について質疑が行われま
したが、その詳細は会議録によって御承知願いた
いと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

なお、四項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	長田 裕二君
副議長	小山 一平君
議員	常松 克安君 針生 雄吉君 真島 一男君 猪熊 重二君 猪木 寛至君 小野 清子君 白沢 一良君 下村 泰君 木宮 和彦君 鶴岡 洋君 喜屋武眞榮君 岩本 政光君 中野 鉄造君
	寺崎 昭久君 足立 良平君 木庭健太郎君 西川 潔君 久世 公亮君 中川 嘉美君 及川 順郎君 勝木 健司君 矢原 秀男君 刈田 貞子君 小西 博行君 大河原太一郎君 太田 淳夫君

和田 教美君 井上 計君 板垣 正君 黒柳 明君 高桑 栄松君 三木 忠雄君 田中 正巳君 土屋 義彦君 関根 則之君 青木 幹雄君 大島 慶久君 野村 五男君 前島英三郎君 田辺 哲夫君 中曾根弘文君 石井 道子君 山岡 賢次君 岡野 裕君 斎藤 文夫君 大木 浩君 梶原 清君 石井 一二君 井上 裕君 佐々木 満君 井上 孝君 大島 友治君 北 修二君 宮崎 秀樹君 秋山 肇君 清水嘉与子君 須藤良太郎君 鎌田 要人君	広中和歌子君 山田 勇君 前田 勲男君 峯山 昭範君 中西 珠子君 田淵 哲也君 加藤 武徳君 狩野 安君 重富吉之助君 香掛 哲男君 星野 朋市君 成瀬 守重君 下稻葉耕吉君 高橋 清孝君 永田 良雄君 吉川 博君 竹山 裕君 大浜 方榮君 野沢 大三君 岡部 三郎君 関口 恵造君 柳川 覺治君 下条進一郎君 山本 富雄君 世耕 政隆君 岡田 広君 斎藤 十朗君 平野 清君 陣内 孝雄君 田村 秀昭君 木暮 山人君 鹿熊 安正君	永野 茂門君 井上 章平君 合馬 敬君 片山虎之助君 西田 吉宏君 石原健太郎君 吉川 芳男君 田沢 智治君 福田 宏一君 森山 眞弓君 藤井 孝男君 山東 昭子君 斎藤榮三郎君 大鷹 淑子君 中村 太郎君 伊江 朝雄君 三重野栄子君 既 正敏君 紀平 悌子君 肥田美代子君 前畑 幸子君 櫻井 規順君 三上 隆雄君 國弘 正雄君 会田 長栄君 三石 久江君 竹村 泰子君 山口 哲夫君 小川 仁一君 穂山 篤君 久保 巨君 赤桐 操君	松浦 孝治君 石川 弘君 尾辻 秀久君 石渡 清元君 藤田 雄山君 倉田 寛之君 上杉 光弘君 高木 正明君 松浦 功君 村上 正邦君 沢田 一精君 坂野 重信君 野末 陳平君 原 文兵衛君 後藤 正夫君 岩崎 純三君 喜岡 淳君 村田 誠醇君 種田 誠君 北村 哲男君 吉田 達男君 西岡瑠璃子君 小林 正君 谷本 鏡君 清水 澄子君 野別 隆俊君 田淵 勲二君 松前 達郎君 稻村 稔夫君 村沢 牧君 粕谷 照美君 対馬 孝且君
--	--	---	---

平成四年五月十三日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

浜本 万三君	大森 昭君
菅野 久光君	佐藤 三吾君
篠崎 年子君	谷畑 孝君
山田 健一君	萩野 浩基君
高井 和伸君	高崎 裕子君
角田 義一君	乾 晴美君
粟森 喬君	林 紀子君
吉川 春子君	堂本 暎子君
森 暢子君	磯村 修君
近藤 忠孝君	諫山 博君
庄司 中君	菅野 壽君
瀨上 貞雄君	池田 治君
井上 哲夫君	神谷信之助君
沓脱タケ子君	細谷 昭雄君
久保田真苗君	上野 雄文君
星川 保松君	古川太三郎君
山中 郁子君	橋本 敦君
矢田部 理君	福岡 知之君
野田 哲君	中村 鋭一君
笹野 貞子君	吉岡 吉典君
市川 正一君	田 英夫君
糸久八重子君	瀬谷 英行君
山田耕三郎君	吉田 久之君
立木 洋君	小笠原貞子君
上田耕一郎君	
文部 大臣 鳩山 邦夫君	
農林水産大臣 田名部匡省君	
通商産業大臣 渡部 恒三君	

議員派遣中の議員

初村滝一郎君 山口 光一君
 日下部禎代子君

議長の報告事項

去る四月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

谷川 寛三君 補欠 土屋 義彦君

通信委員

土屋 義彦君 補欠 谷川 寛三君

予算委員

三上 隆雄君 補欠 吉田 達男君

決算委員

尾辻 秀久君 補欠 重富吉之助君

議院運営委員

重富吉之助君 補欠 尾辻 秀久君

辞任

吉田 達男君 三上 隆雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

野村 五男君 補欠 清水嘉与子君
 田 英夫君 堂本 暎子君
 猪木 寛至君 足立 良平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

ある。

国際平和協力等に関する特別委員会
 理事 角田 義一君(谷畑孝君の補欠)
 同日議長は、次の議員提出案を国際平和協力等に関する特別委員会に付託した。

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)(参第 三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第六六号) 農林水産委員会に付託

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(閣法第三四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の異動官職名 年月日

服部 則夫(解職) 平四〇・云

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること承認した。

外務大臣官房 領事移住部長 荒 義尚君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長荒義尚君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

重富吉之助君 補欠 尾辻 秀久君

議院運営委員 補欠

尾辻 秀久君 補欠 重富吉之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

清水嘉与子君 補欠 野村 五男君

森山 眞弓君 木暮 山人君

磯山 篤君 喜岡 淳君

國弘 正雄君 谷本 獺君

角田 義一君 谷畑 孝君

堂本 暎子君 田 英夫君

足立 良平君 井上 計君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること承認した。

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、同日外務省情報調査局長鈴木勝也君の第百二十三回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省情報調査局長事務代理七尾清彦君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

木暮 山人君 石川 弘君
谷本 瀧君 國弘 正雄君

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

石川 弘君 狩野 安君
木宮 和彦君 鎌田 要人君
中川 幸男君 斎藤 文夫君
櫻井 規順君 堀 利和君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国際平和協力等に関する特別委員会

理事 谷畑 孝君(角田義一君の補欠)

去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

狩野 安君 森山 眞弓君
鎌田 要人君 木宮 和彦君
斎藤 文夫君 中川 幸男君
小川 仁一君 三上 隆雄君
堀 利和君 櫻井 規順君
中川 嘉美君 針生 雄吉君
磯村 修君 高井 和伸君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

外務省情報調査局長事務代理 七尾 清彦(解職) 平 五七

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長 鈴木 勝也君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報調査局長鈴木勝也君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十一日比例代表選出議員今泉隆雄君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 狩野 安君 補欠 大塚清次郎君

大蔵委員

辞任

近藤 忠孝君 市川 正一君
農林水産委員 補欠
大塚清次郎君 狩野 安君
商工委員 補欠
市川 正一君 近藤 忠孝君

予算委員

辞任

今泉 隆雄君 下村 泰君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

今泉 隆雄君 下村 泰君

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

中川 幸男君 井上 章平君
森山 眞弓君 狩野 安君
三上 隆雄君 小川 仁一君
針生 雄吉君 中川 嘉美君
高井 和伸君 古川太三郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長有馬龍夫君の第百二十三回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 阿部 知之君

兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理阿部知之君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

大島 慶久君 鈴木 貞敏君
藤田 雄山君 眞島 一男君
市川 正一君 近藤 忠孝君

文教委員

辞任

眞島 一男君 藤田 雄山君

農林水産委員

辞任

鈴木 貞敏君 大島 慶久君
初村滝一郎君 石渡 清元君

商工委員

辞任

近藤 忠孝君 市川 正一君

建設委員

辞任

石渡 清元君 初村滝一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

井上 章平君 補欠 森山 眞弓君
古川太三郎君 磯村 修君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号) 法務委員会に付託

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第三三号) 労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間草君外三名提出)(衆第一〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

獣医師法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書

獣医療法案(閣法第四五号)審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)審査報告書

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆第九号)審査報告書

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営

のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第六二号)審査報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記
裁判官弾劾裁判所裁判員
左藤 恵君 (高鳥修君の補欠)

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

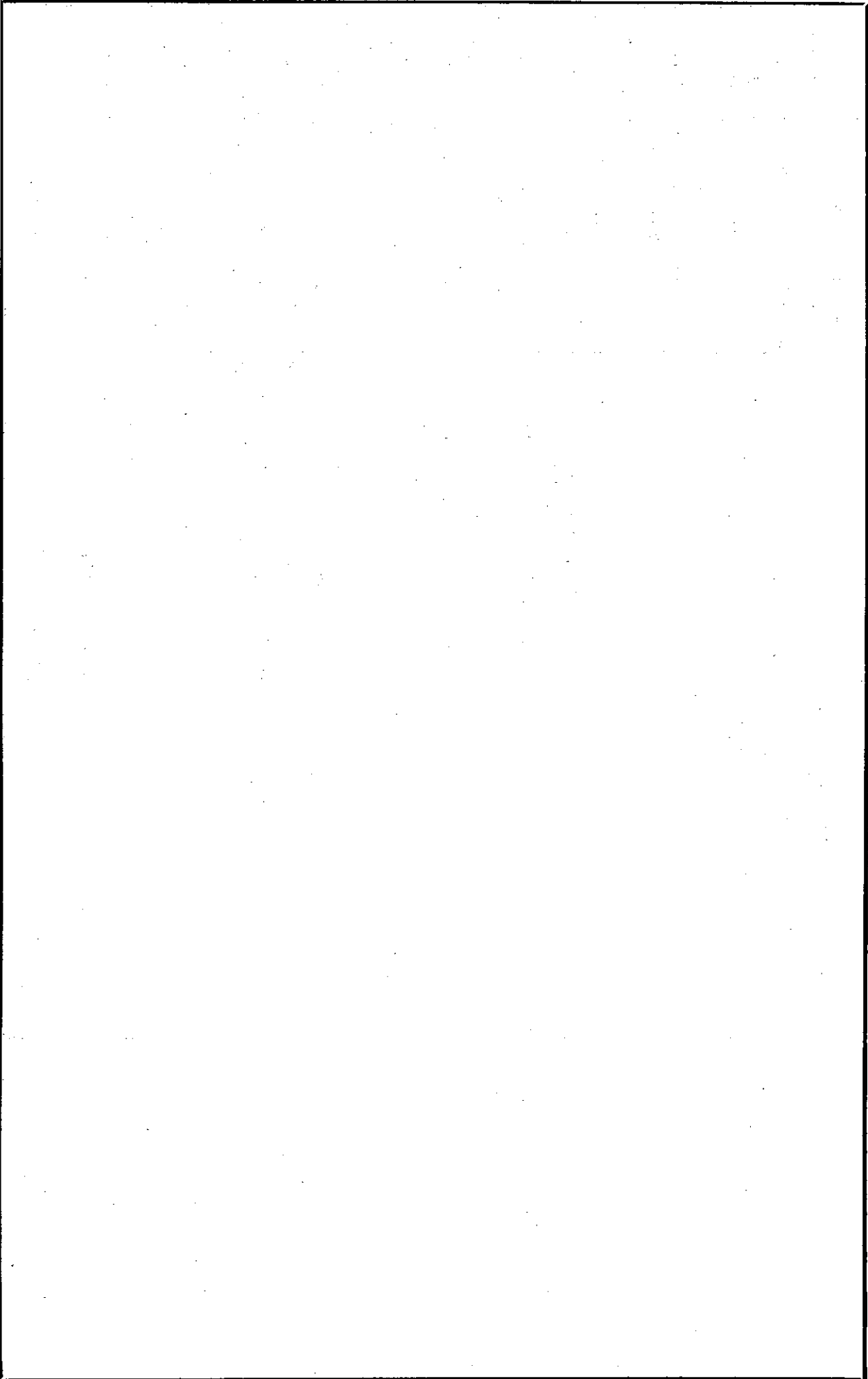
同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき平成三年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

第十三号中正誤

- ハシ 段 行 誤
- ニ 一 九 通商国 正
- ニ 二 終わり 通商 正
- ハ 八 このたの 正

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 一一三円

税 三円五十四銭